

渡良瀬遊水地ロゴマーク使用マニュアル

平成29年3月29日

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会

はじめに

このマニュアルは、渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもらうことを目的として作成したロゴマークの活用を促進し、使用方法等の統一を図るため、基本的なルールをまとめたものです。

1 使用方法

(1) 使用届出書の提出

ロゴマークを使用したい場合は、当協議会事務局である国土交通省利根川上流河川事務所（以下「事務局」）という。）あてに「渡良瀬遊水地ロゴマーク使用規程（以下「使用規程」という。）」に基づく、使用届出書をメールにて提出してください。

なお、既に提出した使用届出書の記載事項のうち、使用目的に変更が生じた場合には、新たに使用届出書を提出して下さい。

(2) 変更届出書の提出

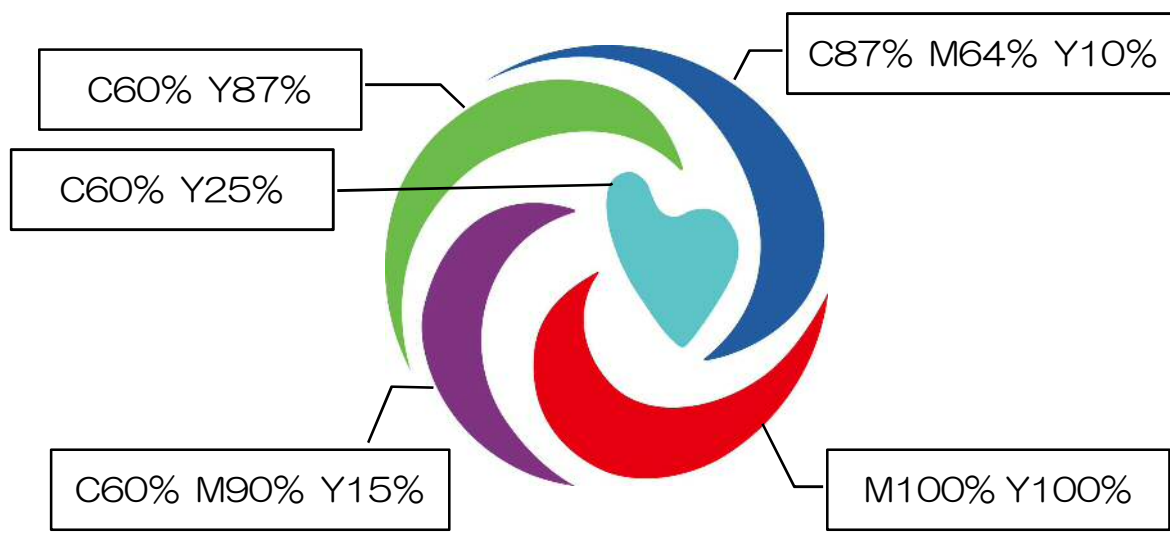
使用届出書の使用目的以外の記載事項に変更が生じた場合（担当者名のみの変更を除く）は、使用規程に基づく「変更届出書」を事務局あてにメールにて提出してください。

(3) 形、色の指定

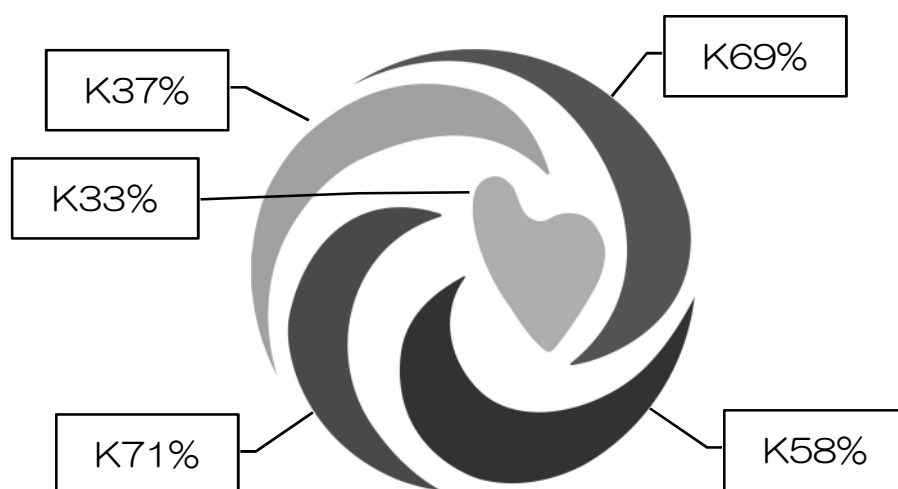
原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用はできません。事務局より提供する電子データを使用してください。

【指定色】

※下記の数値（CMYK 値）で使用して下さい。



【単色】 ※単色とする場合は、全てのパーツ
をグレースケールとして下さい。



(4) 使用料

ロゴマークの使用料は、無料です。

(5) 使用状況についての報告

使用開始後は、使用規程第7条に基づき、使用状況の分かる写真データ等（または、印刷物の場合は、原稿の PDF データ等でも可とする。）を事務局あてにメールで提出してください。

2 使用期間

使用届出書に記載した事項に変更が無い場合は、特に使用期間の期限はありません。

3 使用できるもの

渡良瀬遊水地に関する次の項目に該当する事業等

- (1) 美術・工芸・芸能・スポーツ又は自然生物の普及教育活動、セミナーの企画・運営又は開催、書籍の制作。
- (2) 映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営
- (3) 教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）
- (4) スポーツの興行の企画・運営又は開催

【具体的な使用例】

- ・各種スポーツ大会やイベント等の開催・運営
- ・上記の広報・PRのためのチラシ、パンフレット、看板、のぼり旗など。

4 使用の制限

使用規程第4条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その使用を認められません。

5 遵守事項

使用規程第5条各号に掲げる事項を遵守してください。

6 その他

使用規程及びこのマニュアルに基づく使用の可・否等について、次のQ & Aに示します。

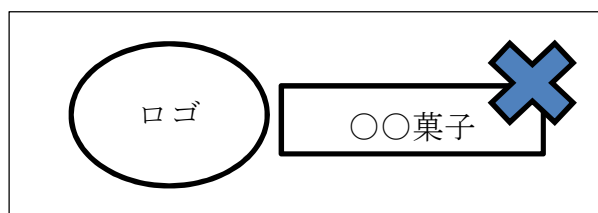
【渡良瀬遊水地ロゴマーク使用に関する Q & A】

Q1 ロゴマークの色や形を変えてもかまいませんか？

A1 色や形の変更はできません。指定色または単色で使用して下さい。

Q2 商品にロゴマークを使用できますか？

A2 特定の商品への使用は、その商品のロゴマークであると誤認される恐れがあるため認められません。



【使用届出書等の提出及びお問い合わせ先】

(渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 事務局)

国土交通省 利根川上流河川事務所 調査課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1

電話0480-52-3958 電子メール ktr-tonejo-chosa@mlit.go.jp